

緊急対策に伴う総合設計許可で設置した公開空地等の一時占用等の取扱い

東京都は、令和 2 年 5 月 1 5 日付で緊急対策に伴う公開空地等の活用について定めた（2 都市建企第 1 3 1 号）。区は、総合設計許可で設置した公開空地等の活用については、足立区総合設計許可実施細目において要件等を定めて運用しているところである。ついては、緊急対策を行うにあたり、足立区総合設計許可要綱実施細目の第 2 7 条の規定に基づき、以下のとおり定める。

記

1 公開空地等の一時占用等

足立区総合設計許可要綱実施細目 第 2 4 条第 1 項

(1) 行為、期間、面積について

ア 行為

非常災害があった場合又は新型インフルエンザ等の緊急事態宣言がされた場合などにおいて、応急又は臨時の措置として、公開空地等で応急仮設建築物の建築又は医療機関等が行う行為については、「(ウ) その他公共公益に資する行為」として取扱う。

イ 期間

上記アに掲げる行為に必要な期間とする。

ウ 面積

上記アに掲げる行為に必要な面積とする。ただし、建築基準法等の規定による建築物からの避難に必要な空地を確保するとともに、一般の歩行者が通行に必要な歩道状空地等に配慮した計画とする。

(2) (3) 一時占用申請、承認手続きについて

(1) アに掲げる行為については、事前に一時占用申請書を区長に提出し、その承認を受け手続きを省略することができる。その場合、「公開空地等の一時占用申請書(第 6 号様式)」を用いて報告を行うこととする。

2 屋外広告物の表示等

足立区総合設計許可要綱実施細目 第 2 5 条

原則として、上記 1 (1) アに掲げる行為に必要な屋外広告物等については、実施細目の規定を適用しない。